

福岡市保育士資格等取得支援事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡市保育士資格等取得支援事業補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、福岡市補助金交付規則（昭和44年規則第35号。以下「補助金規則」という。）の定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、「保育人材確保事業の実施について」（令和6年5月30日こ成保第312号）の別添1に定める「保育士資格等取得支援事業実施要綱」及び「保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について」（こども家庭長官通知）の別紙「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」に定める「保育士資格等取得支援事業」を活用し、学校教育と保育を一体的に提供する幼保連携型認定こども園に配置することとなっている幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方の免許・資格を有する保育教諭の確保を図るとともに、幼稚園教諭免許状を有する者及び保育所等に勤務している保育士資格を有していない者の保育士資格取得を支援することにより保育教諭及び保育士の増加を図り、子どもを安心して育てることができるよう体制整備を行うことを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この補助金は、各号の事業を行おうとする施設又は、幼稚園教諭免許状を有し保育士資格を取得しようとする者を交付の対象とする。

(1) 認可外保育施設保育士資格取得支援事業

認可外保育施設に対し、当該施設が雇用している保育士資格を有していない保育従事者（以下「認可外対象者」という。）が保育士資格を取得するために要した、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の6に基づき都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設（以下「指定保育士養成施設」という。）の受講料等及び受講する保育従事者代替に伴う雇上費の補助を行う。

(2) 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園（以下「認定こども園」という。）及び認定こども園への移行を予定している施設（以下「認定こども園等」という。）に対し、当該施設に勤務している幼稚園教諭免許状を有する者であって、かつ、保育士資格を有していない者（以下「保育教諭対象者（保育士資格取得）」という。）が「保育士試験の実施について（平成15年12月1日雇児発第1201002号雇用均等・児童家庭局長通知）別表の②及び③（以下「保育士資格特例制度」という。）による保育士資格の取得等に要した、指定保育士養成施設の受講料等及び受講する保育従事者の代替として当該施設が雇用する職員の雇上費の補助を行う。

(3) 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業

幼稚園教諭免許状を有する者であって、かつ、保育士資格を有していない者（以下「幼免対象者」という。）が保育士資格特例制度により保育士資格を取得するために要した、指定保育士養成施設の受講料等の補助を行う。

(4) 保育所等保育士資格取得支援事業

保育所等に対し、当該施設が雇用している保育士資格を有していない保育従事者（以下「保育所等対象者」という。）が保育士資格を取得するために要した、指定保育士養成

施設の受講料等の補助を行う。

(5) 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業

認定こども園等に対し、当該施設に勤務している保育士資格を有する者であって、かつ、幼稚園教諭免許状を有していない者（以下「保育教諭対象者（幼稚園教諭免許状取得）」という。）が子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 24 年法律第 67 号。以下「認定こども園法等関係整備法」という。）により改正された教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）附則第 19 項に基づく幼稚園教諭免許状授与の所要資格の特例制度（以下「幼稚園教諭免許状特例制度」という。）により幼稚園教諭免許状を取得するために要した、幼稚園教諭を養成する大学等の受講料等及び受講する者の代替として当該施設が雇用する職員の雇上費の補助を行う。（特例制度の対象要件については、「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令等の公布及び施行について（通知）（平成 25 年 8 月 8 日文部科学省初等中等教育局長通知）」を参照のこと。）

(交付額の算定)

第 4 条 この補助金の交付額は、前条各号に定める事業ごとに別表で定める基準により算出する。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(実施要件)

第 5 条

(1) 対象者

第 3 条各号に定める各事業の対象者は、以下の事業ごとに掲げる福岡市内の施設（以下「対象施設」という。）に勤務する者であること。ただし、幼免対象者は、施設への勤務の有無にかかわらず、事業の対象となること。

なお、第 3 条（5）保育教諭確保のための幼稚園免許状取得等支援事業の対象者は常勤職員として勤務するものであること。また、常勤職員以外の職員であっても、1 日 6 時間以上かつ月 20 日以上勤務している者は、常勤職員とみなす。

また、保育教諭対象者（保育士資格取得）及び幼免対象者は、指定保育士養成施設において教科目を受講し、児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 6 条の 11 の 2 の規定により保育士資格を取得すること。保育教諭対象者（幼稚園教諭免許状取得）は、大学等において幼稚園教諭免許状の授与に必要な科目を受講し、教育職員免許法附則第 19 項により、幼稚園教諭免許状を取得すること。

対象施設は、対象者が保育士証の交付又は幼稚園教諭免許状を授与されるまでの間、当該施設としての要件を満たしていること。

なお、保育士就学資金貸付事業や雇用保険制度の教育訓練給付費、第 3 条各号に定める事業と同趣旨の事業による貸し付けや助成等を受けている場合は対象とならない。

① 認可外保育施設保育士資格取得支援事業

ア 「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（平成 17 年 1 月 21 日雇児発第 0121002 号雇用均等・児童家庭局長通知）による認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書（以下「証明書」という。）の交付を受けた認可外保育施設

イ 認定こども園法第 3 条第 2 項第 1 号及び第 3 項に規定する施設のうち、幼稚園で

構成されるもの（以下「幼稚園型認定こども園」という）が構成する認可外保育施設

ウ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業者であって、法第34条の15第2項の認可を受けたもののうち、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成26年4月30日厚生労働省令第61号）第3章第2節に規定する小規模保育事業A型及び第3節に規定する小規模保育事業B型を行う事業所

エ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業であって、法第34条の15第2項の認可を受けたもの

オ 証明書の交付を受けていない認可外保育施設のうち、証明書の内容を同等以上満たしていると福岡市が認める施設

② 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業

認定こども園及び認定こども園への移行を予定している施設

③ 保育所等保育士資格取得支援事業

ア 保育所

イ 認定こども園

ウ 認定こども園への移行を予定している幼稚園

エ 乳児院

オ 児童養護施設

※ 上記アからオのいずれも国又は地方公共団体が設置したものを除く。

④ 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得等支援事業

認定こども園及び認定こども園への移行を予定している施設

⑤ 福岡市の市税を滞納していないこと

(2) 受講方法

対象者は、指定保育士養成施設での受講（通信制、昼間、昼夜開講制、夜間、昼間定時制）又は大学等において幼稚園教諭免許状の授与に必要な科目の受講により保育士資格又は幼稚園教諭免許状を取得する。

なお、保育教諭対象者（保育士資格取得）及び幼免対象者については、過去に保育士養成課程の科目の一部を修めないで卒業した者で、指定保育士養成施設において、児童福祉法施行規則第6条の10第2項に掲げる筆記試験科目（同項第2号の教育原理及び同項第5号の保育の心理学を除く）に相当する教科目を履修することで、児童福祉法施行規則第6条の11の2の規定により保育士資格を取得する場合も事業の対象とする。

また、過去に幼稚園教諭養成課程の科目の一部を修めないで卒業した者で、その科目を修得することにより幼稚園教諭免許状を取得する場合も本事業の対象とする。

(3) 受講開始

①指定保育士養成施設又は大学等（以下「養成施設等」という。）に入学した日、②養成施設等からの受講許可を得た日、③受講申込時点で入学料等を養成施設等に支払う場合には受講申込日、①～③のいずれか早い日を受講開始の日とする。

(4) 代替保育士等雇上費

第3条の（1）の事業にあつては、認可外対象者の保育士資格取得に伴い代替として雇い上げた保育士又は保育従事者及び第3条の（2）の事業にあつては、保育教諭対象者（保育士資格取得）の保育士資格取得に伴い、代替として雇い上げた職員、上記3の（5）の事業にあつては、保育教諭対象者（幼稚園免許状取得）の幼稚園教諭免許状取得に伴い、代替として雇い上げた職員（以下「代替職員」という。）に係る雇上費を補助する。

(実施計画書)

第6条

(1) 提出

- ① 補助金の交付を受けようとする対象施設（以下、「実施対象施設」という。）及び幼児対象者は、養成施設等に入学した日又は、養成施設等からの受講許可を得た日のいずれか早い日（以下「受講開始日」という）の属する年度中に「福岡市保育士資格取得等支援事業補助金実施計画書（様式第1号。以下、「実施計画書」という。）」を市長に提出しなければならない。
- ② 市長は、実施計画が提出された際は、内容を確認し、事業の対象と認めた場合には、速やかに実施対象施設及び幼児対象者に「福岡市保育士資格取得等支援事業補助金実施計画受理通知書（様式第2号。以下「受理通知書」という。）」にて通知すること。

(2) 確認書類

実施計画書の確認にあたっては、第5条（1）の対象者及び代替職員が実施対象施設に勤務していることが確認できる書類を提出させること。

また、対象者等が受講を開始した場合は、養成施設等に在学していることが確認できる書類を提出させること。

なお、実施計画書の提出前に受講を開始している場合は、実施計画書を提出する際に、養成施設等に在学していることが確認できる書類を提出させること。

(対象経費の支払い)

第7条

(1) 支払い

養成施設等受講料や教材費等の経費、代替保育士等雇上費及び代替幼稚園教諭雇上費（以下、「対象経費」という。）は、対象者等が保育士証又は幼稚園教諭免許状の交付、（以下「保育士証等交付」という。）を受け、第5条（1）の各事業に掲げる対象施設（以下、「勤務対象施設」という。）に勤務することが決定した後に支払うことができる。ただし、保育士証等交付後1年以上対象施設に勤務すること。

(2) 交付の申請

交付申請は、第6条の規定による受理通知書を受けた後、次に定める日までに行わなければならない。

対象者等が保育士証等交付を受け、勤務対象施設等に勤務を開始した日の属する月の末日までに、「福岡市保育士資格取得等支援事業補助金交付申請書（様式第3-1号。以下「交付申請書」という。）」を市長に提出しなければならない。

ただし、幼稚園、乳児院又は児童養護施設に勤務する者が保育所又は認定こども園に勤務を開始する場合については、保育士証の交付を受けた日から起算して1年以内に勤務を開始し、勤務を開始した日の属する月の月末までに交付申請書を市長に提出しなければならない。

市長は、交付申請が適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、「福岡市保育士資格取得等支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号。以下「交付決定通知書」という。）」により速やかに通知を行うものとする。

(3) 実績報告及び確認

① 養成施設等受講料等

補助金規則第14条の規定により、交付決定を受けたものは、当該事業終了後、速やかに「福岡市保育士資格取得支援事業補助金実績報告書（様式第5号。以下「実績報

告書」という。)」及び次に掲げる書類を市長に提出すること。ただし、やむを得ない理由により、当該期日までに提出できない場合は、この限りではない。

ア 対象者等が保育士証等交付を受けた後、勤務対象施設への勤務が決定したことを確認できる書類

イ 養成施設等の長が発行する対象経費の領収書

ウ 代替保育士等又は代替幼稚園教諭が実施対象施設に勤務していたことが確認できる書類

エ 保育士証又は幼稚園教諭免許状の写し

オ その他交付申請に当たって必要と認められる書類

② 代替保育士等雇上費

ア 対象者等の職員として勤務が確認できる書類

イ 対象者等の保育実習等の履修期間に給与が支払われていることが確認できる書類

ウ 対象者等が養成施設に在学していることが確認できる書類

(4) 対象経費の留意事項

① 対象経費の対象は、養成施設等の長が証明する養成施設に対して支払われた入学金(養成施設等における受講の開始に際し、当該養成施設等に納付する入学金又は併願登録料)、受講料(面接授業料、教科書代及び教材費(受講に必要なソフトウェア等補助教材費を含む))及び上記経費の消費税。

② 対象経費とならないものは、次の経費とする。

ア その他の検定試験の受講料

イ 受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材

ウ 補講費

エ 養成施設等が定める修業年限を超えて修学した場合に必要な費用

オ 養成施設等が実施する各種行事参加に係る費用

カ 学債等将来対象者に対して現金還付が予定されている費用

キ 受講のための交通費及びパソコン、タブレット等の機材等

③ 算定した支給額に端数が生じた場合、小数点以下を切り捨てて整数とする。

④ 入学金及び受講料を一括払いで支払った場合又は分割払いで支払った場合等のいずれの場合でも、支払った費用として養成施設等の長が証明する額又は養成施設等に対し振込を行ったことを金融機関が証明した額を対象とする。

⑤ クレジットカード利用等クレジット会社を介して支払う契約を行う場合のクレジットが会社に対する分割払い手数料(金利)は、対象経費に該当しない。

⑥ 交付申請時点で養成施設等に対して未納となっている入学金又は受講料は対象とならない。

(5) 領収書

① 受講にかかる領収書等

養成施設等の長が、対象経費について発行した領収書又は養成施設等に対し振込を行ったことを金融機関が証明した書類(以下「振込証明書類」という。)とする。

なお、クレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払うこと契約を行った場合は、クレジット契約証明書(クレジット伝票の控に必要事項を付記したものを含む。)とすること。

② 領収書(又は振込証明書類或いはクレジット契約証明書。以下「領収書等」という。)には、次の事項が記載されていること。

ア 「養成施設等の名称」

- イ 「支払者名」
- ウ 「領収書（又はクレジット契約額）」
- エ 「領収書の内訳（入学料と受講料のそれぞれの額）」
- オ 「領収日（又はクレジット契約日）」
- カ 「領収印」

- ③ 領収書等に訂正がある場合、養成施設等の訂正印のないものは無効とする。
- ④ 養成施設等に係る領収書等については、確認後、原則として実施対象施設及び幼免対象者に返却すること。
ただし、必要に応じて実施対象施設及び幼免対象者了承の上で写しを取っておくこと。
- ⑤ 第3条に定める各事業は、対象者等が保育士資格又は幼稚園教諭免許状を取得し、実施対象施設における保育士又は幼稚園教諭の確保を図り、子どもを安心して育てることができるよう体制の整備を支援するものであるため、第5条の（1）に掲げる事業については、原則、実施対象施設が対象経費を負担すること。ただし、実施対象施設と対象者等がお互いの協議のもと、対象者等が対象経費を負担することとした場合は、この限りでない。

（補助金の確定、通知及び交付）

第8条 市長は、実績報告を受けた場合は、その内容を確認し、交付すべき補助金額を確定し、「福岡市保育士資格等取得支援事業補助金確定通知書（様式第6号。以下「確定通知書」という。）」により、速やかに通知を行い、補助金を交付する。

（調査）

第9条 市長は、必要があると認めた場合は、職員をして、申請を行い又は交付の適用を受けた施設長等の施設に立ち入らせ、帳簿その他の物件の検査若しくは関係者への質問を行わせることができるものとする。

- 2 施設長等が、正当な理由なしに前項に掲げる調査を拒んだ場合は、申請を却下し、又は既に市長が行った決定を取り消すものとする。

（申請の変更）

第10条 施設長等は、交付決定通知書の通知を受けた後、実施する事業内容等を変更するときには、「福岡市保育士資格等取得支援事業補助金変更交付申請書（様式第7号。以下「変更交付申請書」という。）」により、市長に申請しなければならない。

（変更交付決定及び通知）

第11条 市長は、前条の申請を受理した場合は、必要な審査又は調査等を行ったうえで補助金変更交付の可否を決定し、「福岡市保育士資格等取得支援事業補助金変更交付決定通知書（様式第8号。以下「変更交付決定通知書」という。）」により、通知を行う。

（申請の取り下げ）

第12条 補助金の交付の申請をした施設長等は、交付決定通知書を受領した場合において、当該通知書に係る対象者の補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるとき、又は補助の対象となる要件を満たさないときは、「福岡市保育士資格等取得支援事業補助金交付取下書（様式第9号。以下「交付取下書」という。）」により市長が定める期日までに申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、

なかったものとみなす。

(補助金の決定取消し及び返還)

第13条 市長は、交付の決定を受けた施設長等が、この要綱の規定に違反した場合は、実施を決定した事業の全部若しくは一部を取り消すものとし、補助金が既に交付されている場合は、その返還を命ずるものとする。

(暴力団の排除)

第14条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助金の交付の申請をした施設長等が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

(1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員

(2) 法人でその役員のうちに前号に該当する者がある場合

(3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助金の交付を受けた施設長等が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請を行った施設長等に対し当該施設長等（法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(事業の実施期限)

第15条 対象者の実施期限は、受講開始日を起算とし4年が経過する日の属する年度の末日又は本要綱の終期に定めるものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はこども未来局長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

2 この要綱は、平成32年3月31日をもって廃止する。

なお、終期到来後の継続については、その必要性を踏まえた上で終期到来までに判断するものとする。

3 以下の要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

ただし、同日までに第6条の規定により、実施計画通知書を受けた者については、同日後もなおその効力を有する。

福岡市幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業補助金交付要綱

福岡市認可外保育施設保育士資格取得支援事業補助金交付要綱

福岡市保育所等保育士資格取得支援事業補助金交付要綱

福岡市保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業補助金交付要綱

福岡市保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得等支援事業交付要綱

附 則

- 1 この要綱は、平成30年12月1日から施行する。
ただし、平成30年4月1日から平成30年11月30日までの間に受講を開始した者が本事業の要件を満たす場合は、対象とする。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年3月31日をもって廃止する。
なお、終期到来後の継続については、その必要性を踏まえた上で終期到来までに判断するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年11月1日から施行する。
ただし、令和2年4月1日から令和2年10月31日までの間に受講を開始した者が本事業の要件を満たす場合は、対象とする。
- 2 この要綱は、令和5年3月31日をもって廃止する。
なお、終期到来後の継続については、その必要性を踏まえた上で終期到来までに判断するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日をもって廃止する。
なお、終期到来後の継続については、その必要性を踏まえた上で終期到来までに判断するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日をもって廃止する。
なお、終期到来後の継続については、その必要性を踏まえた上で終期到来までに判断するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日をもって廃止する。
なお、終期到来後の継続については、その必要性を踏まえた上で終期到来までに判断するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和11年3月31日をもって廃止する。
なお、終期到来後の継続については、その必要性を踏まえた上で終期到来までに判断するものとする。

別表

	事 業	対象経費
保育士資格取得支援事業	1. 認可外保育施設保育士資格取得支援事業 (1) 養成施設受講料等 指定保育士養成施設の受講に要した経費の 1/2 ただし、以下の上限あり。 ・指定保育士養成施設卒業により保育士資格を取得する場合 1 人当たり 300,000 円 ・「保育士試験の実施について」(平成 15 年 12 月 1 日雇児発第 1201002 号雇用・均等児童家庭局長通知) の別表②及び③により保育士資格を取得する場合 1 人当たり 100,000 円 ・「保育士試験の実施について」の別表①により保育士資格を取得する場合 1 人当たり 200,000 円 (2) 代替保育従事者雇上費 1 人 1 日当たり 7,690 円	養成施設の長が証明する養成施設に対して支払われた入学料、受講料、上記経費の消費税及び代替保育従事者雇上費
	2. 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業 (1) 養成施設受講料等 指定保育士養成施設の受講に要した経費の 1/2 ただし、1 人当たり上限 100,000 円 (2) 代替保育士雇上費 1 人 1 日当たり 7,690 円	養成施設の長が証明する養成施設に対して支払われた入学料、受講料、上記経費の消費税及び代替保育士雇上費
	3. 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業 指定保育士養成施設の受講に要した経費の 1/2 ただし、1 人当たり上限 100,000 円	養成施設の長が証明する養成施設に対して支払われた入学料、受講料、上記経費の消費税
	4. 保育所保育士資格取得支援事業 (1) 養成施設等受講料等 指定保育士養成施設の受講に要した経費の 1/2 ただし、以下の上限あり。 ・指定保育士養成施設卒業により保育士資格を取得する場合 1 人当たり 300,000 円 ・「保育士試験の実施について」の別表②及び③により保育士資格を取得する場合 1 人当たり 100,000 円 ・「保育士試験の実施について」の別表①により保育士資格を取得する場合 1 人当たり 200,000 円	同上
	5. 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業 (1) 幼稚園教諭を養成する大学受講料等 幼稚園教諭を養成する大学の受講に要した経費の 1/2 ただし、1 人当たり上限 100,000 円 (2) 代替幼稚園教諭雇上費 1 人 1 日当たり 7,690 円	大学等の長が証明する大学等に対して支払われた入学料、受講料、上記経費の消費税及び代替幼稚園教諭雇上費

(様式第1号)

福岡市保育士資格等取得支援事業補助金実施計画書

(あて先) 福岡市長

令和 年 月 日

申請者の住所

申請者の団体名及び代表者の氏名
(又は氏名)

①対象となる事業		
②施設名		
	☐ 幼保連携型認定こども園への移行を計画している	
③住所	(〒) 電話 ()	
④受講者の氏名	フリガナ	生年月日
		年 月 日生 (歳)
⑤養成施設等名		
⑥受講期間	令和 年 月 日～ 令和 年 月 日 (受講開始日(入学日)) 令和 年 月 日	
⑦保育・教育実習や 面接授業期間	保育・教育実習 日、面接授業 日、合計 日	
⑧受講に要する費用	入学料 円、受講料 円、合計 円	
⑨保育士修学資金貸 付事業等、類似事 業の貸付の有無	保育士修学資金貸付事業等の類似事業の貸付等を 受けている ・受けていない	
⑩代替職員の氏名	フリガナ	生年月日
		年 月 日生 (歳)
(備考)		

(様式第2号)

福岡市保育士資格等取得支援事業補助金実施計画書受理通知書

指監第 号
令和 年 月 日

様

福岡市長

令和 年 月 日付をもって提出のあった福岡市保育士資格等取得支援事業補助金実施計画について、下記のとおり事業の対象として受理することに決定したので通知します。

記

- 1 施設名
- 2 住所
- 3 受講者氏名
- 4 養成施設等名
- 5 受講期間（予定）
- 6 補助対象経費（予定額）
- 7 補助金交付申請時の留意事項

（1）保育士資格等取得支援事業補助金の交付申請を行う場合は、本保育士資格等取得支援事業補助金実施計画書受理通知書の写しを添付のこと。

（2）その他福岡市補助金交付規則の定めを遵守すること。

(様式第3号—1)

福岡市保育士資格等取得支援事業補助金交付申請書

令和 年 月 日

(あて先) 福岡市長

申請者の住所

申請者の団体名及び代表者の氏名
(又は氏名)

福岡市保育士資格等取得支援事業補助金について交付されるよう関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助金の申請額 _____ 円

2 補助事業の執行に関する収支計画

	区 分	金 額	説 明
収入の部	福岡市補助金収入	円	(内訳) 養成施設等
	自 己 資 金	円	
	計	☆ 円	
支出の部	養成施設等受講料等	円	(内訳)
	代替職員雇上費	円	円 × 日
	計	☆ 円	

(注) ☆印は、それぞれ符合します。

(様式第 3 号— 2)

福岡市保育士資格等取得支援事業補助金交付要綱第 14 条(暴力団の排除)に基づく記載

(1) 申請者が個人の場合

下記に、指定している項目について記入してください。

申請者氏名 (フリガナ)	生年月日
(フリガナ)	明・大 昭・平 年 月 日

(2) 申請者が法人の場合

「役員名簿」(様式第 10 号)を提出してください。

ただし、法人が作成している「役員名簿」に、様式第 10 号に指定している項目がすべて含まれている場合は、本様式に代えることができます。

申請人は、本件申請にあたり市に提出した個人情報について、市がこの補助金からの暴力団排除のため福岡県警察への照会確認に使用することに同意します。

また、申請人が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当したとき(申請人が法人である場合、当該法人の役員が暴力団員に該当したときを含む。)は、市がこの補助金を交付しないこと、又は補助金の交付の決定を取り消すことについて同意します。

添付書類

(1) 福岡市保育士資格等取得事業補助金実施計画書(様式第 1 号)

ただし事業を開始した年度のための提出とする

(2) 対象者等が当該対象施設に勤務していることが確認できる書類

※「保育教諭確保のための幼稚園免許状取得等支援事業」の対象者は常勤職員として勤務するものであること。また、常勤職員以外の職員であっても、1 日 6 時間以上かつ月 20 日以上勤務している者は、常勤職員とみなす。

(3) 対象者等が養成施設等に在学していることが確認できる書類

(4) 市税の滞納がないことの証明書(申請日前 30 日以内に交付を受けたものに限る)

(様式第4号)

福岡市保育士資格等取得支援事業補助金交付決定通知書

指監第 号
令和 年 月 日

様

福岡市長
(こども未来局子育て支援部指導監査課)

先に申請のありました令和 年度福岡市保育士資格等取得支援事業補助金について、
下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 補助決定金額 (①+②) _____ 円

内訳

- ・ 養成施設等受講料等 _____ 円 …①
- ・ 代替職員雇上費 _____ 円 …②

2 補助条件

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更(市長が認める軽微な変更を除く。)をする場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。
- (4) この交付決定に対して不服がある場合における申請の取下をすることができる期間は、この交付決定通知書受領の日から30日以内とする。
- (5) その他福岡市補助金交付規則の定めを遵守すること。

(様式第 5 号)

福岡市保育士資格等取得支援事業補助金実績報告書

令和 年 月 日

(あて先) 福岡市長

申請者の住所

申請者の団体名及び代表者の氏名
(又は氏名)

令和 年 月 日付 指監第 号により補助金の交付決定を受けました事業
が完了しましたので、下記のとおり報告します。

①対象となる事業		
②施設名		
③住所	(〒 —) 電話 ()	
④受講者の氏名	フリガナ	生 年 月 日
		年 月 日生 (歳)
⑤養成施設等名		
⑥受講期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (受講開始日 (入学日) 令和 年 月 日)	
⑦保育・教育実習や 面接授業期間	保育・教育実習 日、面接授業 日、合計 日	
⑧受講に要した費用	入学料 円、受講料 円、合計 円	
⑨対象施設に勤務した期間 又は勤務する期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	
(備考)		

添付書類

- (1) 対象者が保育士証の交付を受けた後、保育所又は認定こども園に1年以上勤務していること又は対象施設に1年以上勤務することが確認できる書類
- (2) 養成施設等の長が発行する受講料等の領収書
- (3) 対象者の保育士証の写し

(様式第 6 号)

福岡市保育士資格等取得支援事業補助金確定通知書

令和 年 月 日
指監第 号

様

福岡市長

令和 年 月 日付の福岡市保育士資格等取得支援事業補助金実績報告書により、福岡市保育士資格等取得支援事業補助金の額を下記のとおり確定したので通知します。

記

1 補助金確定額 _____円

2 補助条件

福岡市補助金交付規則の規定を遵守すること。

(様式第7号—1)

福岡市保育士資格等取得支援事業補助金変更交付申請書

令和 年 月 日

(あて先) 福岡市長

申請者の住所

申請者の団体名及び代表者の氏名
(又は氏名)

令和 年 月 日付 交付決定を受けた福岡市保育士資格等取得支援事業補助金について補助金の変更交付を下記のとおり申請します。

記

1 補助金の交付決定額 _____ 円

補助金の変更申請額 _____ 円

内訳：養成施設等受講料等	交付決定額	_____ 円
--------------	-------	---------

	変更申請額	_____ 円
--	-------	---------

代替職員雇上費	交付決定額	_____ 円
---------	-------	---------

	変更申請額	_____ 円
--	-------	---------

2 事業計画の変更理由

(様式第7号—2)

3 補助事業の執行に関する収支計画

	区 分	金 額	説 明
収入の部	福岡市補助金収入	当初 円	
		変更後 円	
	自 己 資 金	当初 円	
		変更後 円	
	計	☆当初 円	
		★変更後 円	
支出の部	養成施設等受講料等	当初 円	
		変更後 円	
	代替職員雇上費	当初 円	円 × 日
		変更後 円	円 × 日
	計	☆当初 円	
		★変更後 円	

(注) ☆★印は、それぞれ符合します。

(様式第8号)

福岡市保育士資格等取得支援事業補助金変更交付決定通知書

指監第 号
令和 年 月 日

様

福岡市長
(こども未来局子育て支援部指導監査課)

先に申請のありました令和 年度福岡市保育士資格等取得支援事業補助金について、下記のとおり変更交付することに決定したので通知します。

記

- 1 補助決定金額 (①+②) _____ 円
- 内訳
- ・ 養成施設受講料等 _____ 円 …①
 - ・ 代替職員雇上費 _____ 円 …②

2 補助条件

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更(市長が認める軽微な変更を除く。)をする場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。
- (4) この交付決定に対して不服がある場合における申請の取下をすることができる期間は、この交付決定通知書受領の日から30日以内とする。
- (5) その他福岡市補助金交付規則の定めを遵守すること。

(様式第9号)

福岡市保育士資格等取得支援事業補助金交付取下書

令和 年 月 日

(あて先) 福 岡 市 長

申請者の住所

申請者の団体名及び代表者の氏名
(又は氏名)

令和 年 月 日付 指監第 号の交付決定通知に係る事業については、下記の理由により福岡市保育士資格等取得支援事業補助金交付の取下を申請します。

記

1 補助事業名

2 補助予定金額 _____ 円

3 交付決定通知書の受領年月日

令和 年 月 日

4 取下理由

(様式第10号)						
役員名簿						
【法人名：】		※該当する元号を○で囲んでください。				
役職名	フリガナ	生年月日				
	氏名	元号	年	月	日	
		明・大 昭・平				
		明・大 昭・平				
		明・大 昭・平				
		明・大 昭・平				
		明・大 昭・平				
※役員全員を記載してください。						
※この役員名簿により収集した個人情報については、この補助金からの暴力団排除のため福岡県警察への照会確認に使用します。						